

機関別認証評価事業に関する自己点検・評価報告書

2025年9月

公益財団法人大学基準協会

はじめに

大学基準協会（以下「本協会」という。）は、終戦間もない1947年、アメリカのアクレディテーション団体をモデルに、当時の国・公・私立46大学を発起校として設立された自律的な大学団体である。「会員の自主的努力と相互的援助によって、わが国における大学の質的向上を図るとともに、大学の教育研究活動等の国際的協力に貢献する」ことを目的とする本協会は、1951年より正会員の資格審査である「適格判定」（アクレディテーション）を実施し、以後今日に至るまでさまざまな事業を通じて大学の教育研究水準の向上に寄与してきた。1996年からはそれまでの「適格判定」に代え、大学の自己点検・評価に基づく大学評価を開始した。2004年に認証評価制度が導入されると同評価は認証評価として認められ、本協会はわが国最初の機関別認証評価機関として認証された。2007年には、短期大学及び法科大学院の認証評価機関としても認められ、爾来、年々評価対象を拡大し、現在では大学評価及び短期大学認証評価に加え、9つの専門職大学院認証評価（法科大学院、経営系（ビジネス、MOT及び会計を含む。）、公共政策系、公衆衛生系、知的財産、グローバル・コミュニケーション系、デジタルコンテンツ系、グローバル法務系及び広報・情報系）と2つの分野別評価（獣医学及び歯学）を実施している。

本協会は、これまで数次にわたる自己点検・評価を実施してきた。2022年には、International Network for Quality Assurance Agencies in Higher Education（以下「INQAHE」という。）が実施する外部評価を受けた。また、2023年度には、認証評価機関に対して法令上要請されている定期的な自己点検・評価の一環として、本協会が実施する9つの専門職大学院認証評価にかかる自己点検・評価を実施した。

今次の自己点検・評価は、本協会の内部質保証活動の一環で行ったもので、諸々の法令要件への適合状況、また、大学・短期大学の「教育研究活動の質を社会に対し保証すること」「改善・向上を継続的に支援すること」という、本協会の大学評価及び短期大学認証評価の目的に照らした適切性を観点とした。これは、2023年度と同様に認証評価機関に対して法令上要請されている定期的な自己点検・評価としての意義も有する。

本報告書の構成は、「評価基準」「評価方法」「認証評価の実施状況」及び「組織及び運営の状況」という基本の4項目に加え、本協会独自の「質の向上を支援する取組み」という項目を設定している。この独自項目は、認証評価機関となる前から、自律的な大学団体として長年取り組んできた本協会の理念や活動を反映したものであり、本協会の本質的な目的及び使命を具現化するものである。くわえて、各項目には「現状の説明」「長所及び課題」及び「今後の充実・改善方策」の小項目を立てており、単に現状分析、長所・課題の洗い出しに留まらず、可能な限り、今後の改善方向を提示している。

I. 評価基準

1. 現状の説明

(1) 基準の内容及びその適切性

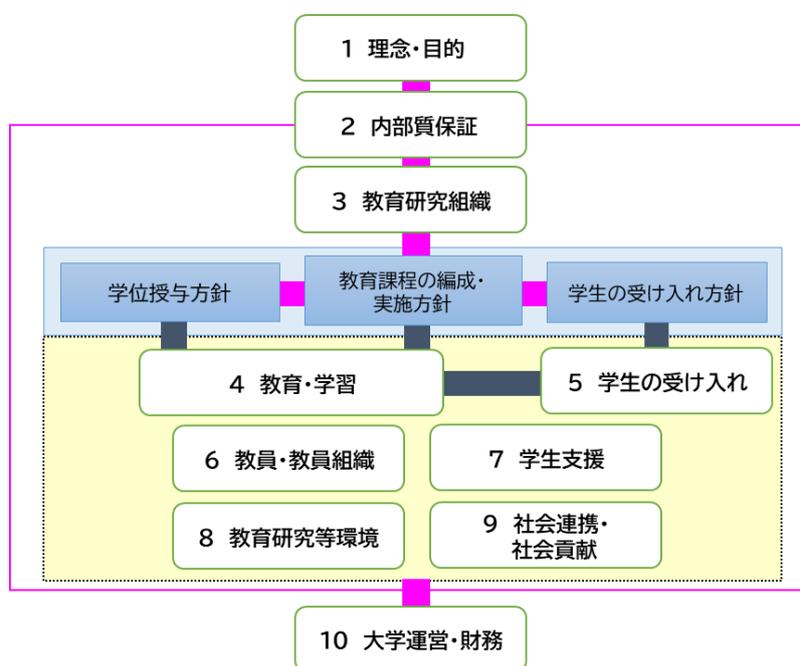
本協会の機関別認証評価では、大学及び短期大学を評価するための基準として、基準本文とその解説からなる「大学基準」及び「短期大学基準」を設定している。

「大学基準」及び「短期大学基準」とも、評価で用いる意味で学校教育法第109条第3項等にいわれる「大学評価基準」に相当するが、これらは大学・短期大学が適切な水準を維持し、自らその向上を図るための指針として認証評価制度の開始前から設定されているという経緯から、大学・短期大学が自主的に参照し、改善・向上のために活用されることを本質としている（根拠資料 I-1、I-2）。

こうしたこともあって、多くの大学・短期大学が自らの文脈に落とし込んで解釈・適用できるよう、大綱的な記述となっている。なお、大綱的な記述であっても、大学・短期大学が参照しやすいよう、「評価項目」や「評価の視点」を別途定め、大学評価及び短期大学認証評価や自己点検・評価の枠組みをわかりやすく説明している。

具体的に「大学基準」及び「短期大学基準」は下記の構成をとっている。

図1：「大学基準」及び「短期大学基準」の構成



上記のように、各大学・短期大学が信頼に足るための最重要事項の1つである「内部質保証」を「理念・目的」に次ぐ位置に置き、以下に「教育・学習」「学生の受け入れ」等の各論を配置するかたちをとっている（根拠資料 I-1、I-2）。

内容としては、「大学基準」の基準4「教育・学習」の解説に示すように、「理念・目的

を実現するため」ということをまず記述して全てをそこに結び付けているほか、「学生が学習成果を効果的に達成できるよう」とあるように、学習成果という目的概念に沿って教育を構想すべきこと等を明確に示すものである（根拠資料 I-1）。なお、「大学基準」及び「短期大学基準」のいずれも、学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（以下「細目省令」という。）第1条第1項及び第2項に定める事項を全て網羅している。

このような「大学基準」及び「短期大学基準」が実際に設定意図どおりに活用され、大学・短期大学の水準維持及び向上に効果があったかについては、例えば、大学評価を受けた大学に対して毎年実施している調査（大学評価の有効性調査）の結果が参考になる。2024年度の評価申請校を対象とした調査では、自己点検・評価するにあたって基準は適切だったかの問いに、9割以上が「そう思う」「おおむねそう思う」と回答している。ほかの年度も同様の傾向を示しており、基準の内容自体に問題が指摘されていないのは、評価者へのアンケートでも確認できることである（根拠資料 I-3、I-4）。これらの事実は、基準の内容的な適切性を証している。

（2）基準の設定・改定手続及びその適切性

1947年に「大学基準」を初めて策定して以来、基準の設定及び改定手続は、本協会の正会員校の代表者等からなる「基準委員会」が担っている。近年は大学関係者以外の有識者も加える体制としており、質保証の受け手である社会の目も入れて基準を改定できるようになっている（根拠資料 I-5）。また、基準の設定及び改定に際しては、必ずパブリック・コメントで広く意見を聞いている（根拠資料 I-6、I-7）。“learner-centered higher education”が今日の大学を巡る世界的な常識であることを受け、2022年のパブリック・コメントでは、学生からも意見を聞いた（根拠資料 I-8、I-9）。また、パブリック・コメントで受け付けた意見は、必ず「基準委員会」で1件ごとに審議し、理由を付して採否結果をホームページで公表している（根拠資料 I-10）。

このような体制及び手続をとって基準を設定及び改定していることは、外部からの意見に真摯に対応していることを含め、内容的な妥当性を担保するに十分である。またそれは、細目省令第1条第1項第4号の定めを満たすものでもある。こうしたことから、基準は適切に設定及び改定されているといえる。

2. 長所及び課題

単に法令で求められている認証評価のための基準ではなく、各大学・短期大学が自らの文脈に落とし込んで、改善・向上に資するものという基準の性質は、質保証を法的義務の履行に限定するのを避け、高等教育における質文化（quality culture）の形成に貢献しうる意味で長所といえる。

なお、今後更に各大学・短期大学の発展に資していくためには、「大学基準」及び「短

期大学基準」の継続的な見直しが重要である。例えば、国境を越えた教育の展開等の課題を本協会において検討し、評価及び大学・短期大学の自主的活用に十分な基準として発展させていく必要がある。

3. 今後の充実・改善方策

長所及び課題として記述したように、基準の性質、制定趣旨に即した活用がなされるよう、常に内容的な検証をし、かつ、大学・短期大学に対する説明の充実等によって活用を促進していく。基準を見直す際には、基準の改定ばかりでなく、見直す事項に合わせ、「評価項目」や「評価の視点」も連動してその内容を変更していくこととする。

II. 評価方法

1. 現状の説明

(1) 評価の体制

本協会の大学評価では、中核的な役割を果たす組織として「大学評価委員会」を設置している。同委員会は、正会員大学から推薦された候補者の中から理事会が選出した委員、理事会指名の委員、大学以外の組織に所属する者から理事会が指名する外部有識者委員の計 20 名で構成している。短期大学認証評価においては、中核的な組織として「短期大学評価委員会」を設置している。同委員会は、全国の短期大学から推薦された候補者の中から理事会が選出した委員、理事会指名の委員、短期大学以外の組織に所属する理事会指名の外部有識者委員の計 10 名で構成している。いずれの委員会も、上記に加え幹事を置くことや特別大学評価員の参画が可能である（根拠資料Ⅱ-1～Ⅱ-3）。

この「大学評価委員会」「短期大学評価委員会」のもとに、評価申請校ごとに設置し教育研究について評価を行う「評価分科会」のほか、各種分科会を設置している。「評価分科会」は、大学が主査 1 名と委員 4 名、短期大学が主査 1 名と委員 3～4 名で構成しており、いずれの分科会も原則として委員 1 名は各大学・短期大学から推薦された事務職員、主査及び残りの委員は同様に推薦された教員から選出している（根拠資料Ⅱ-1、Ⅱ-2）。

大学評価及び短期大学認証評価の体制については、各評価の内容や、評価申請校の状況にあわせた各種分科会でそれぞれの評価を行いつつ、中核となる「大学評価委員会」「短期大学評価委員会」において、各分科会が本協会の基準に沿って適切に評価を実施できているかを確認し、評価結果の質を担保することができるものとなっている。また、大学・短期大学側から評価者の資質を疑問視する意見は聞かれていない（根拠資料Ⅰ-3）。これらのことから評価体制は適切であると判断できる。

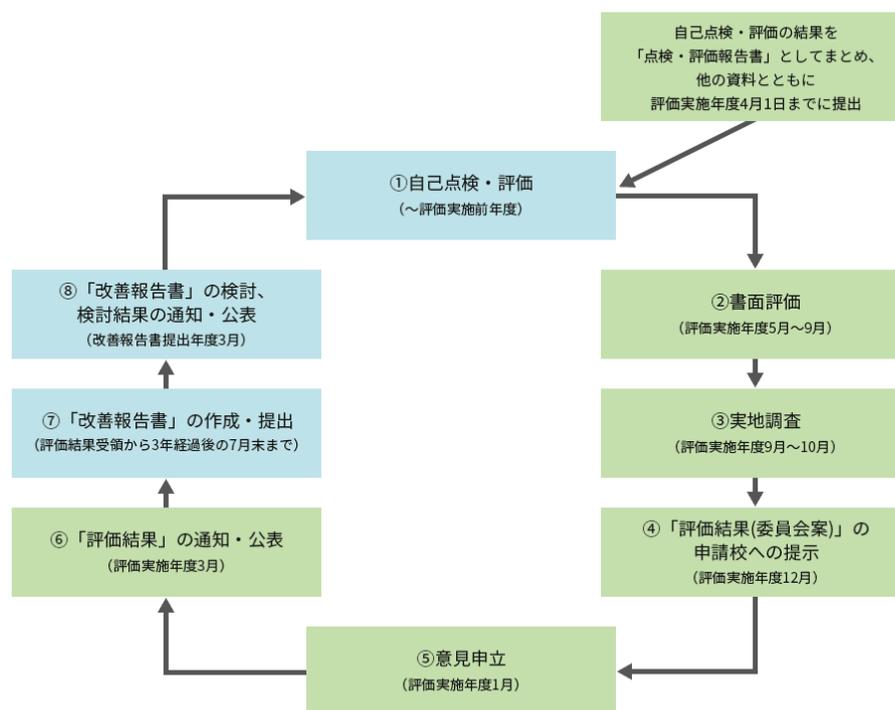
大学評価及び短期大学認証評価の結果、「不適合」と判定された大学・短期大学から異議の申し立てがあった場合は、「異議申立審査会」がこれに対応する。同審査会は機関別認証評価のみならず、専門職大学院認証評価や分野別評価も含めた全評価事業における

申立に対応しており、評価を行うための各種委員会から独立させることで、公平性・公正性を担保できている（根拠資料Ⅱ-4）。

（2）評価のプロセス及び方法

本協会の大学評価及び短期大学認証評価は、下の図に示すプロセスで実施している（根拠資料Ⅱ-5）。

図2：大学評価及び短期大学認証評価のプロセス



評価申請校が自己点検・評価した（①）結果をまとめた『点検・評価報告書』及びその他資料に基づく書面評価（②）と実地調査（③）を各「評価分科会」が実施し、その評価結果を「大学評価委員会」「短期大学評価委員会」において審議した後、評価結果を一度評価申請校に提示し（④）、事実誤認等があれば意見申立（⑤）を可能としている。申立に基づく修正を実施した後、各評価委員会及び理事会の承認を経て、3月下旬頃に確定した評価結果を通知・公表する（⑥）。このプロセスについて、昨年度までの認証評価第3期（以下「第3期」という。）の大学評価及び短期大学認証評価と本年度からの認証評価第4期（以下「第4期」という。）の評価の間で変更はしていない。

第3期から引き続き、評価の開始に先立ち「評価者研修セミナー」を4月下旬から5月上旬に実施している。主査・幹事向けの説明、全評価者向けの基準や評価方法、事務手続に関する説明、ワークショップの3部構成としており、特にワークショップについては、可能な限り分科会と同じメンバーでグループを組むことで、顔合わせを兼ねつつ実際の

分科会での議論の感覚をつかめるよう工夫している。その結果、内部質保証において見るべきポイントを押さえることができるとして、評価者からも好評を得ている（根拠資料Ⅱ-6）。

評価方法については、評価をより開かれたものとするため、第4期よりウェブアンケートによる学生からの意見収集及び学外関係者へのインタビューを導入している（根拠資料Ⅱ-7）。また、「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」を踏まえた各認証評価機関における取組の充実等について（依頼）」（2024年3月29日 文部科学省高等教育局長）も考慮して、大学・短期大学の個性の伸張と評価の負担軽減を目指し、内部質保証及び教育の状況が一定以上と評価された評価申請校に対し、『点検・評価報告書』の「現状分析」を「評価項目」ごとでなく、評価基準ごとの作成を可能とする弾力的措置を導入した（根拠資料Ⅱ-8）。

これらの評価の方法等は『大学評価ハンドブック』『短期大学認証評価ハンドブック』にまとめ、ホームページに掲載し、広く社会に公表している（根拠資料Ⅱ-7、Ⅱ-9）。なお、第3期において評価者への説明に使用していた『評価者マニュアル』については、評価者と評価申請校との間の情報格差を減らすこと、また、マニュアル化することで評価者の主体性を狭めてしまう可能性に配慮し、廃止したため、その効果等については今後検証していきたい。

基準の改定内容とあわせ、このような評価方法の変更により、より個々の評価申請校の状況に即した評価が可能となった。一方で、この変更が評価申請校の評価手続及び評価結果にどのように影響するかは、現在、第4期の大学評価及び短期大学認証評価の1年目を実施している最中であるため、未だ不明瞭な部分もある。今後、評価を行っていくなかで、注視していく必要がある。

2. 長所及び課題

Ⅱ. 1. (2) でも記述したように、「評価者研修セミナー」は、事務局としても必要な情報を事前に評価者に共有することができ、評価者からも好評であるため、今後も特にワークショップに力を入れて、ブラッシュアップを図りながら実施していきたい。

実地調査については、評価申請校の様子を見ながらさまざまな取組みについて直接対話ができる点、評価者と評価申請校、あるいは評価者同士がお互いの情報を交換し、知見を深めることができる点から、評価者及び評価申請校より高い評価を得ている。一方で、実地調査のための準備や各種調整については、評価者と評価申請校両者にとって少なからず負担となっているため、そのあり方については課題が残っている（根拠資料Ⅰ-3、Ⅰ-4）。

また、上記の体制で実施するにあたり、大きな課題のひとつとなっているのが「評価分科会」の委員候補者数である。特に評価申請数の多い年度や、近い規模・分野の大学・短期大学が多く申請している年度においては、限られた候補者の中から適切な評価者を

選出することに苦慮することがあるため、より幅広い方に評価に関わってもらえる施策が必要である。

ピア・レビュー方式を採用している本協会の評価においては、大学・短期大学の実務に詳しい者が評価できること、評価者と評価申請校双方にとって実態に沿った情報交換が可能という長所がある一方で、評価者の経験に差があるなかで評価結果の質を担保することについては常に考えていく必要がある。中核となる委員会で調整を図る以外にも、業務上採り入れられる工夫等を検討していきたい。

3. 今後の充実・改善方策

より幅広い方から評価者としての参画を得るために、教育研究や大学運営、認証評価、他大学・短期大学の取組み等について知見を広げることができるといった、評価に関わることで得られるメリットの発信等については積極的に検討したい。また、利便性の向上と業務の効率化に向けて、分科会はオンラインで開催し、評価結果の作成や評価資料の閲覧にはクラウドを利用し共同編集できるようにするなど、ICTの活用にも取り組んでいるが、多忙な大学の教職員が評価に参画するハードルを下げつつ、評価申請校においても過度な負担がかからないよう、更に業務や手続の効率化にも努める必要がある。これは、ひいては本協会事務局の負担軽減にもつながることから、継続的に取り組んでいくこととしたい。

実地調査やピア・レビューにおける課題をはじめとした、評価方法に関する課題の改善や、長所等の更なる向上にあたっては、評価者及び評価申請校に対して実施している各種アンケートへの回答に基づき、検討を進めていく。

Ⅲ. 認証評価の実施状況

1. 現状の説明

2018年度から2024年度（大学評価の第3期）においては、合計296校（大学275校、短期大学21校）に対して評価を実施した（根拠資料Ⅲ-1）。この間、新型コロナウイルス感染症の拡大により、評価においてもさまざまな変更を余儀なくされたが、「評価者研修セミナー」、各種分科会及び実地調査をいずれもオンラインに切り替え、迅速に対応することで、滞りなく評価を実施することができた。また、適合期間にある大学において、入学者選抜の不正等の重大な問題が発覚した（2018年度に1大学、2019年度に7大学、2024年度に1大学）。そのため、本協会では、「大学評価に関する規程」第24条に則ってその都度「調査分科会」を立ち上げ、問題点を調査するとともに改めて審査を行い、その結果をもとにいずれも「適合」判定の取り消しを決定した（根拠資料Ⅱ-1）。これらの大学はその後に改善を図り、追評価又は大学評価を通じて、2024年度に調査を実施した1大学を除くすべての大学が2024年度末までに「適合」と判定されている。

第3期の大学評価及び短期大学認証評価の結果、本評価において判定を「保留」したのが2大学、「不適合」となったのは3大学、1短期大学であった(根拠資料Ⅲ-1)。また、前述したように、重大な問題によって評価後に「適合」判定を取り消した大学があったため、申請を受けて再評価及び追評価を実施した。大学評価及び短期大学認証評価における「保留」又は「不適合」の判定理由は、①専任教員数や教授数の不足、②学生の定員未充足、③財務状況の悪化、④内部質保証システムの不備や機能不全が中心であった。なお、2019年7月に改正された学校教育法の趣旨を踏まえ、2020年度より判定を「保留」する制度を廃止し、これに伴い、判定を保留した大学を改めて評価する「再評価」も2021年度をもって廃止した。また、保留制度の廃止に際し、これまで追評価の申請は「不適合」と判定された翌年又は翌々年に限っていたが、これを次回の認証評価の前年度までいつでも申請可能とした。

大学評価及び短期大学認証評価の結果については、当該大学・短期大学に通知するとともに、文部科学大臣に報告し、本協会のホームページにおいて英語版(評価結果を部分的に英訳したもの)とあわせて公表し、国内外に大学の質を保証している(根拠資料Ⅲ-2、Ⅲ-3)。また、前年度に評価を受けた大学・短期大学が、内部質保証や学習成果の把握・評価についての取組み事例を報告する「事例報告会」をオンラインで毎年開催し、大学に内部質保証等についての理解を広めている(根拠資料Ⅲ-4)。さらに、本協会の機関別認証評価では、評価終了後のアフターケアも重視しており、大学・短期大学の改善を継続的に支援している。具体的には、評価基準に「適合」していると判定した大学・短期大学に対して、評価結果を受領してから3年後までに、提言に対する改善報告を求めている。そして、「改善報告書検討分科会」及び各評価委員会において検討を行い、その結果を当該大学・短期大学に通知するとともに、第3期の大学評価及び短期大学認証評価結果に基づく改善報告からは、その検討結果をホームページにて公表している。

全国紙等でも指摘されていたように、認証評価に対する社会的認知度は依然として低く、評価結果に対する関心が十分に喚起されていない現状がある。本協会ではこれらの課題にも積極的に取り組み、高等学校関係者を対象としたセミナーの実施、大学関係者以外の一般層を主な対象としたソーシャル・メディアによる定期的な情報発信、評価結果において長所と認められた取組みを社会に広くわかりやすく周知するためのウェブツールの設置などを行っている(根拠資料Ⅲ-5～Ⅲ-7)。

以上のとおり、法令及び本協会の規程に基づき評価事業を適正に実施しているのみならず、独自の取組みによりその充実を図っていることから、本協会における機関別認証評価の実施状況は適切なものと判断できる。

2. 長所及び課題

上記のとおり、内部質保証や学習成果の把握・評価について大学の理解が深まるよう、毎年「事例報告会」を実施していることは長所にあたる。参加者からのアンケートでも大

変好評であり（「有益だった」または「やや有益だった」の回答率が大学で98.6%、短期大学で100%）、他大学の事例を具体的に知りたいという大学のニーズに応えることができている（根拠資料Ⅲ-8、Ⅲ-9）。

また、評価を受けた大学に対して、評価の有効性調査を実施しており、2018年度から2024年度の調査結果では、「課題が明確になった」「内部質保証の改善・充実に取り組むことができた」等、さまざまな点において本協会の評価の有効性が大学から認められていることも長所に値する。

一方、内部質保証の仕組みをどう構築し、機能させていくのかに悩む声が大学から少なからず寄せられていることから、グッド・プラクティスを共有する機会を充実させる等、大学の課題解決を支援する方策を「事例報告会」以外にも検討する必要がある。また、既述したとおり、認証評価制度や評価結果に関する認知度を高めるための情報発信に努めているが、こうした活動の成果が表れるには時間を要するため、更なる努力を継続的に行っていくことが必要である。

3. 今後の充実・改善方策

今年度からスタートした第4期の大学評価及び短期大学認証評価では、学習成果を基軸に据えた内部質保証の実質化を図る評価を目指し、評価基準や評価システムの改善を図った。また、評価における学生参画の仕組みとして、評価申請校の学生から意見収集を行う機会を設けるとともに、大学の特色や優れた取組みをより適切に評価できるよう、実地調査において学外ステークホルダーへのインタビューを採り入れることとした。さらに、Ⅱ.1.(2)に記載のとおり、大学・短期大学の個性の伸張と評価の負担軽減を目指した弾力的措置を講じる仕組みを導入したことから、今後は、こうした新たな評価を適切に実施するとともに、その効果を検証し、改善を図っていく。

また、本協会及び認証評価の認知度・関心をより一層高めるために、今後は、高等教育への入口となる高等学校関係者のみならず、出口となる企業や産業界等の関係者を対象とした広報活動にも努めていくとともに、評価そのものへ産業界等を巻き込む施策についても検討していく必要がある。

IV. 組織及び運営の状況

1. 現状の説明

(1) 組織体制

本協会は、公益法人の関連法令に基づいたガバナンス体制を構築しており、評議員会及び理事会のもと法人運営を行っている（根拠資料Ⅳ-1）。評議員及び理事は、正会員大学の代表者から選出されており（評議員の一部は大学関係者以外の外部有識者を選任している）、選出の際には各大学の設置形態（国・公・私立）、地域性、規模、またメンバーの

男女比等を考慮し、法人運営に多様な意見を採り入れられるようにしている（根拠資料IV-2～IV-4）。

そして、定款に定める目的を達成するための諸事業を行うにあたって、各種委員会、「大学評価研究所」及び事務局を設置している（根拠資料IV-5）。

事務局は、評価事業部、評価研究部及び総務部の3部で組織されており、おおまかに、評価事業部は評価事業、評価研究部は調査研究事業及び国際化事業、総務部は法人運営を分掌している。事務局の職員数は、2025年6月1日現在、専任職員32名、契約職員5名、正会員大学から派遣されている研修員12名となっている。

機関別認証評価については、評価事業部評価第1課が所管しており、2025年度は21名の職員が配属されている。機関別認証評価の遂行にあたっては、各職員が例年平均して3～4校程度の評価申請校を受け持ち、一連の評価プロセスの事務を担当している。また、同課においては、改善報告書の検討、評価者の推薦依頼及び人選といった本協会の評価プロセスに関わる業務のほか、次年度の評価申請を予定している大学・短期大学を対象とした「実務説明会」や個別の事前相談の実施など、大学の自己点検・評価活動をサポートする業務も担っている。

（2）財政基盤

本協会の財務状況については、前回の自己点検・評価時と同様、安定した状態を維持している。収益はほぼ評価手数料と会費で構成されており、これが各種の事業運営における原資となっている。年度ごとに評価の件数と評価申請校の規模による変動はあるものの、これまでの収支の状況は良好である（根拠資料IV-6～IV-10）。

機関別認証評価は、基本的に評価手数料を財源に運営している。大学評価は、200万円（外税）を基本額とし、設置する学部・研究科の数に応じて、1学部又は1研究科当たり35万円（外税）を加算した額、短期大学認証評価は、基本額200万円（外税）に、設置する学科数に応じて、1学科20万円（外税）を加算した額を評価手数料としている。なお、本協会の正会員ではない大学・短期大学には、当該大学が正会員になった場合の正会員費の5倍に相当する額が評価手数料に加算されることとなるが、評価の結果、適合と判定され、正会員への加盟が認められた場合には、その後5年間の正会員費が免除される。

上述のとおり、基本的に評価手数料を財源として機関別認証評価事業を運営しているが、当該年度の評価に直接的に要する経費のみならず、既述した改善報告書の検討業務や、定期的な評価基準の見直しなどの評価事業に関連する活動にも相当程度の経費が必要となる。くわえて、言うまでもなく人件費をはじめとする固定費が毎年度必要となることから、当該年度の評価件数や大学の規模等の偏りによっては、収支が大きくマイナスに傾く事態が発生する。これについては、会費による収益から補填したり、黒字の際に積み立てた資産を取り崩したりすることにより対応している。

(3) 内部質保証

本協会における内部質保証とは、各種事業に対して自己点検・評価を定期的に行い、その結果を改善・改革につなげるとともに、新たな目標・計画を策定・実行していく一連の改善サイクルを予め定めた体制・手続に則って適切に管理しながら、恒常的に機能させる仕組みを指す。この内部質保証により、本協会の各種事業の質を高め、将来の更なる発展を目指すと同時に、社会に対して事業の質を保証することを目的としている（根拠資料IV-11）。

内部質保証に関する組織は、会長、副会長及び常務理事で構成する常務理事会を中心に据え、その下部組織として「自己点検・評価委員会」を設置している。さらに、その下には実質的な自己点検・評価活動を行う「自己点検・評価実施委員会」を設けている。また、必要に応じて、理事会の下に「外部評価委員会」を設置することとし、わが国特有の課題等について第三者の視点からの意見を聴取する体制も整えている（根拠資料IV-11内「内部質保証の図」）。

内部質保証にあたっては、5年間の「中期目標・中期計画」と、これらに基づく「年度計画」を策定・実行し、それらの状況を踏まえて本協会全体の自己点検・評価を5年ごとに実施している。さらに、その結果に基づき、INQAAHEなど世界の質保証機関が加盟する国際団体又は国際ネットワーク等の外部評価を受けることとしている。「年度計画」（2024年度までは「アクションプラン」）については、「自己点検・評価委員会」及び常務理事会において、毎年度その達成状況の振り返りを行っている。自己点検・評価、外部評価及び「年度計画」の振り返りの結果は、常務理事会に報告され、次年度以降の事業計画や運営方針の検討につなげている。

これまで、2014年度、2019年度、2021年度（5年を待たずに実施）に自己点検・評価を行い、2014年度と2019年度の結果については「外部評価委員会」による外部評価を、2021年度の結果についてはINQAAHEの外部評価を受けた（根拠資料IV-12、IV-13）。そのほかに、2018年度、2023年度には文部科学省による機関別認証評価及び分野別認証評価に関する評価にそれぞれ対応した（根拠資料IV-14、IV-15）。いずれの外部評価においても、指摘された事項に対する必要な検討を行い、本協会の改善・向上に役立てている。

以上のことから、本協会では内部質保証の体制を整備し、手続を明確にしており、適切に改善に向けた取組みを進めていると判断できる。2025年度からは、新たな「中期目標・中期計画」に基づき事業を推進しており、今後も恒常的に改善のサイクルを回していく。

2. 長所及び課題

公益法人に対しては、これまで概ね3年ごとに内閣府（又は所管する都道府県）による立入検査が実施されており、本協会は、直近で2020年11月に内閣府の立入検査を受けたが、指摘事項はなく、法人がきわめて健全に運営されていることが確認された。また、法令で定められた年度ごとの事業活動及び収支状況の報告においても、これまで特段の

指摘を受けたことはない。また、INQA/AHE の外部評価の結果においては、本協会の組織に関し、運営体制が堅牢であり、高等教育機関の質の向上を推進するプロセスが有効であることが長所として挙げられている（根拠資料IV-12、IV-13）。以上のことは、IV. 1. (1)にて既述したとおり、本協会が適切な法人運営を行っており、また財政状況にも問題がないことの証左といえる。

一方で課題も存在しており、組織体制に関しては、これまでの自己点検・評価においても挙げているとおり、事務局体制の強化が今後の組織運営における重要な課題となっている。事務局全体でいえば、職員数の確保にとどまらず、多様化・複雑化する業務に対応するため、各職員の能力及びパフォーマンスの一層の向上が求められている。機関別認証評価を含めた評価事業の担当部署については、年度によって評価件数が変動することから、適切な人員配置にどうしても困難さが伴う状況である。

財政状況については、本協会の組織全体の運営に今のところ支障はなく、資産も十分なため、現時点では安定しているといえるが、一方で、認証評価機関が増加したことに伴い会費及び評価手数料収入が減少傾向にあり、くわえて、物価上昇等の社会情勢を踏まえると、将来的な組織運営への影響がやや懸念される状況にある。II. 1. に記載のとおり、本協会では、評価の精度及び信頼性を確保するため、効率性のみを追求するのではなく、丁寧かつ厳密な評価体制・プロセス・方法を整備し、これを実行している。こうした評価を実施するには相応の経費を要するが、評価件数が少なく収益が減少する年度においても、評価の水準を維持して実施することは堅持すべきと考えている。

内部質保証については、2021年1月に、従前の規程（「自己点検・評価委員会規程」「外部評価委員会規程」）を見直して、内部質保証に係る活動を整理し、目的や手続、体制等について定めた「内部質保証に関する規程」を新たに制定した。そして、2025年3月には同規程を改定し、外部評価のあり方と位置づけを見直し、内部質保証の体制・方法を充実させている。

一方で、「中期目標・中期計画」や年度ごとの「アクションプラン」（2025年度から「年度計画」）において設定した項目を着実に進めたにもかかわらず、結果的に状況が大きく変化しなかった事項もあるため、目指すべき目標に着実に辿りつくような項目を起案・設定することが課題である。また、その達成度の評価においても、担当者によって指標に差が生じることのないようにする必要がある。

3. 今後の充実・改善方策

IV. 2. にて既述したとおり、この数年は会員数及び評価件数の減少が見られる状況にあり、今後も安定した運営を維持するためには、こうした状況に対する改善策の検討と実行が不可欠である。2025年度から2029年度の「中期目標・中期計画」においては、会員サービスの充実及び会員の帰属意識の向上を図るための施策を盛り込み、会員制の維持に努めることとしている。また、広報活動の強化及び大学の質保証活動を支援する取組み

も計画しており、本協会による評価の意義を高め、その価値を広く認識してもらうことを目指している（根拠資料IV-16）。

内部質保証に関しては、「自己点検・評価委員会」における検討を速やかに成果につなげるため、毎年の年度計画の振り返りの際に、「自己点検・評価委員会」からの総括的なコメントを付して重点課題や優先して検討すべき事項を常務理事会に提言するなど、「自己点検・評価委員会」の提案機能を高める方法を検討する。さらに、「中期目標・中期計画」やそれに基づく「年度計画」に関する取組みについては、可能な限り客観的な指標を中期計画に盛り込み、以て着実かつ実質的な改善及び改革を進められるようにする。

V. 質の向上を支援する取組み

1. 現状の説明

本協会は、認証評価機関である以上に自律的な大学団体としてのアイデンティティを強く持ち、「会員の自主的努力と相互的援助によって、わが国における大学の質的向上を図る」ための活動として多くの事業を行っている（根拠資料IV-1 第3条）。大学・短期大学における質保証に取り組む文化を形成し、それにかかわる人材の育成に貢献することは、設立以来の重要な事業である。

その一例として、「大学・短期大学スタディー・プログラム」が挙げられる。内部質保証に携わる教職員の経験別に初心者向け（ベーシック）、一定年数の経験者向け（アドバンス）の2つのプログラムを用意し、正会員校の教職員が質保証やそれに関連するテーマについて実践的に学び、必要な知識・技能等を身に付ける機会としている（根拠資料V-1、V-2）。

上記に加え、本協会の職員が大学に赴いて当該大学の要望に応じて講師等を務める「スタッフ派遣」の制度も設けている。依頼される内容は、大学評価や短期大学認証評価に備えるための学内説明だけでなく、大学が抱える課題の改善のためにFD等の場に呼ばれることもあり、2024年度は20件の要望に応じた。

そのほか、「大学評価研究所」が行う調査研究や公開研究会等のイベント、JUA選書等の出版も、本協会の評価事業の質を高める目的のみならず、大学・短期大学の質向上を支援する目的からのものである。常時、2本程度の調査研究が行われ、その結果は遅れなく公開しているところであり、イベントも年間で3回前後開催してきた実績がある。

こうした取組みが適切だったかについては、例えば、実施後の参加者アンケートをもとに検証することができる。2024年度のスタディー・プログラム（テーマ2）については、9割以上の参加者は講演内容に意義を見出し、ワークショップの部分についても7割以上の参加者が有用だったと回答している（根拠資料V-3）。その他の回についてもほぼ同様のアンケート結果を得ており、大学・短期大学の質向上を支援する本協会の取組みは概ね適切であると判断することができる。

2. 長所及び課題

単に認証評価に従事するだけでなく、その前提となる質文化の形成に貢献すべくさまざまな事業を展開していることは、スタディー・プログラムの参加者の満足度が高いなどその効果の裏付けを伴っていることから、長所といえる。

一方で、例えば、直近のスタディー・プログラムに関し、V. 1. で述べたように参加者の7割以上が有用だったと回答しているものの、「学習成果の可視化について取り上げてほしい」「より多くの大学と交流できるグループワークを望む」との趣旨の意見も受けている。そのため、これらの意見・要望を参考に継続的な検証と改善をし、大学・短期大学における質の向上を支援する取組みとして更に実効性を高める必要がある。

3. 今後の充実・改善方策

今後も取組みの実施のたびに参加者アンケート等を用いて検証を重ね、改善を図っていくことで質文化の形成により寄与できるようにしていく。また、研修や「スタッフ派遣」など複数の取組みを行うことでさまざまなニーズに応じ、実質性を高めていくこともできると考えられるので、本協会の物的・人的・資金的資源も考慮しつつ、引き続き多面的に取り組んでいく。

おわりに

今回の自己点検・評価は、機関別認証評価として認証されている大学評価及び短期大学認証評価の「評価基準」「評価方法」「認証評価の実施状況」「組織及び運営の状況」及び「質の向上を支援する取組み」の5項目を対象に実施した。自己点検・評価の結果、認証評価機関に法令上要請される種々の事項はすべて満たしていること、また、大学・短期大学の「教育研究活動の質を社会に対し保証すること」及び「改善・向上を継続的に支援すること」という、本協会の大学評価及び短期大学認証評価の目的についてもそれぞれ概ね達成されていることが確認できた。

本協会の大学評価及び短期大学認証評価では、毎年実施する評価申請校への有効性調査や評価者アンケート等を参考に、適時評価手法等の改善を行うだけでなく、機関別認証評価の周期にあわせ7年ごとに基準改定を含む評価システムの大幅な改定も行っている。第4期を迎えるにあたって、「基準委員会」のもとに「大学評価システム検討小委員会」を設けて、新しい期に臨むための諸々の改定を行った。具体的には、Ⅱ. 1. (2)でも取り上げた、学生からの意見収集や学外ステークホルダーへのインタビュー、内部質保証等の状況等が一定以上と評価された評価申請校に対する弾力的措置などの導入である。

今回、自己点検・評価を行ったのは第4期の初年度にあたる2025年度前半期であり、実際のところ、今期から導入したこれら取組みの成果についてはこれから確認することとなる。そのことを前提として、今回の自己点検・評価では、評価者の質の向上を図るために「評価者研修セミナー」にワークショップを採り入れるなど工夫を凝らしていること、質保証機関としての国際的通用性を担保するためにINQA/AHEによる外部評価で認証を受けていること、会員校の質向上や評価の改善に資するために「大学評価研究所」において調査研究等の各種取組みを行っていることなど、いくつかの長所を洗い出している。

その一方で、実地調査に向けた日程調整や準備等について、評価者と評価申請校それぞれが負担を感じていること、申請件数に偏りがあるため、「評価分科会」の委員候補者の確保や事務局体制の整備に苦慮する年度があること、会員数及び評価件数の減少に伴い、会費及び評価手数料収入が減少傾向にあることなど、相応の課題も抱えており、それぞれ必要な措置を講じて対処していく必要がある。

認証評価が制度化されて20年以上経過する現今、大きな制度改変が構想されている。本協会は、それらの新制度に柔軟に対応しつつも、大学の自律的な改善を支援するという評価事業が目指す軸はこれを堅持し、評価の一層の充実を図っていく所存である。